Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 5 年 1 1 月 1 3 日 物流・自動車局保障制度参事官室

障害者支援施設・グループホームの人材確保を支援 ~「介護者なき後」の不安解消を目指し、補助事業の公募開始~

国土交通省は、令和5年11月13日(月)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後 も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグループホ 一ムの新設や開設後に必要となる人材確保や設備導入等に係る経費の支援を行う補 助事業の公募を開始します。

- 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等に より、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合(いわゆる「介護者なき後」)への不 安が強く寄せられている一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられ る場の絶対数が少なく、さらに介護職員は厳しい人手不足の状況となっていることから、自 動車事故被害者の新規入居は困難であり、これまで以上に充実した対策が求められていま す。
- 国土交通省としては、こうした声に応えるべく、介護者なき後を見すえ、自動車事故被害 者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグルー プホームの新設や開設後に必要となる人材確保や設備導入、求人情報発信、研修等に係 る経費の支援を行っております。
- 下記のとおり令和5年度実施分に係る第3次公募行いますのでお知らせします。(詳細は 別紙参照)

記

- 1.補助対象事業者:自動車事故による重度後遺障害者が利用 または利用予定がある
 - ①障害者支援施設 又は ②グループホーム
- 2.補助上限額及び対象経費:
 - ①開設(新設)初年度:1,500万円
 - :①人材雇用費 ②新規施設支援費
 - ③求人情報発信費 ④研修等経費
 - ②開設次年度以降:1,000万円
 - :①賃金改善費 ②入所施設支援費
 - ③求人情報発信費 ④研修等経費
- 3.公募期間: 令和5年11月13日(月)~令和6年1月9日(火)
- 4.応募方法 詳細はこちら

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000153.html)



新規・入所施設支援費の対象例

【 痰(たん) 吸引装置 】

【特殊浴槽】

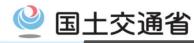
■制度に関する問い合わせ先

物流•自動車局保障制度参事官室

担当 山本、佐々木、福田

電話:03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

自動車事故被害者受入環境整備事業



別紙

支援スキーム

グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の待遇改善や設備導入にかかる経費を補助

新規・増設年度(新設等支援費)

開設準備段階や開設後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム ※新設・増設初年度に限る。

補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・ 増設の際に必要となる初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち 事故被害者の割合が 50%超の場合は定額)

上限額

1.500万円

開設次年度以降(継続経費)

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車 事故被害者受入に必要となる経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費

上限額

補助率

の場合は定額)

1/2(入居者のうち事故

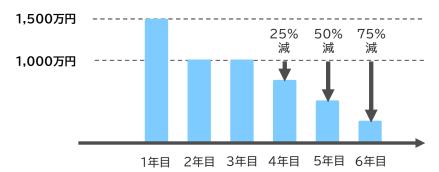
被害者の割合が50%超

下記参照

④ 研修等経費

補助上限額の考え方

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設時以後新たな事故被害者の受け入れがある場合(例:5年目、8年目に新規受入)

